

平成 30 年度 第 1 回 石川県宅地建物取引士法定講習会 実施要領

(公社)石川県宅地建物取引業協会

【講習会について】

開催日時 平成 30 年 4 月 11 日 (水)

午前 9 時 30 分 から 午後 4 時 50 分まで (受付：午前 9 時より)

開催会場 石川県地場産業振興センター 本館 2 階 第 1 研修室

石川県金沢市鞍月 2 丁目 1 番地 TEL (076) 268-2010

定 員 120 名

受講には、受付期間内の事前申込が必要です

1. 受付場所及び期間

受付場所	受付期間	受付時間
石川県不動産会館 金沢市大豆田本町口 4 6-8 Tel 076-291-2255	3 月 26 日 (月)	9 : 30 ~ 11 : 30
	3 月 30 日 (金)	13 : 30 ~ 16 : 00
南加賀事務所 小松市園町ニ 1 小松商工会議所 3 階 Tel 0761-21-2181	3 月 27 日 (火)	10 : 00 ~ 13 : 00
	3 月 30 日 (金)	12 : 00 ~ 15 : 30
能登事務所 七尾市本府中町レ部 3 3-3 4 Tel 0767-52-0543	3 月 29 日 (木)	9 : 30 ~ 12 : 30

2. 申込み受付時にお持ちいただくもの

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
- ② 使用料 (手数料) 納入票
- ③ 写真 3 枚 (内 1 枚は①交付申請書に貼付)
- ④ 印鑑 (認印)
- ⑤ 宅地建物取引士証 (取引主任者証)
(更新の方のみ)
- ⑥ 受講料等費用 (右表の通り)

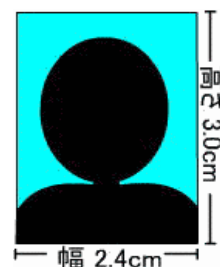
受講料	12,000 円
取引士証交付手数料 (石川県証紙代金)	4,500 円
合 計	16,500 円

申込の詳細については裏面をご覧ください

<申込みについての注意事項>

※1：写真について

- ・高さ3.0cm、幅2.4cmのカラー写真(同一のもの3枚)。
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・無背景で上半身、正面向、無帽のもの
- ・顔のサイズが小さすぎないもの(※右図参照)
- ・裏面に氏名、撮影年月日を記入
- ・インクジェットでの印刷及びスピード写真は、変色する為不可



要件に合わない写真はお受付できませんのでご注意ください。

※2：申請書の記載内容に変更がある場合

変更届の提出が必要です。また、同封の印字済みの申請書は使用できません。

詳しくは別紙案内書をご覧ください。

3. 受講対象者

- ① 更新：宅地建物取引主任者証及び取引士証の有効期限が
平成30年4月11日から平成30年10月10日までの者
- ② 新規：法第18条第1項の規定による
石川県知事の登録を受けた者で、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者
- ③ その他、石川県知事以外の都道府県知事が特に必要と認めた者

4. 郵送での申込み方法

表面2の①～③を郵送いただき、受講料等費用16,500円を現金書留にて受付期間内必着で郵送、またはお振込み下さい。(※振込手数料は申込者のご負担となります。)

郵送先	〒921-8047 石川県金沢市大豆田本町口46-8 (公社)石川県宅地建物取引業協会 法定講習会係 宛
振込先	北陸銀行金沢支店 普通預金2660930 (公社)石川県宅地建物取引業協会 シャ)イカワケンタクチタテモトリヒキギョウキョウカイ

5. 受講申込みのキャンセルについて

- ① 申込後、やむを得ず受講申込みを取り消す場合は、すぐにご連絡下さい。
(TEL: 076-291-2255)
- ② 一旦受領された県証紙(4,500円)については、理由を問わずお返しできません。
- ③ 受講料(12,000円)については、準備の都合上、
平成29年4月10日(火)の午前中までに受講申込みを取り消す旨申し出があった場合に限り、お返しすることが出来ます。

6. 取引士証交付日

- ① 受付期間内に申し込みをされた方

4月11日 講習会場で即日交付

- ② 受付期間外に申し込みをされた方

受講日の約2週間後、石川県不動産会館で交付

7. 講習会当日にお持ちいただくもの

- ① 受講票 ※ 受付時に交付
- ② 筆記用具
- ③ 印鑑（認印） ※ 即日交付の方
- ④ 従前の取引士証（取引主任者証） ※ 更新の方

※ 講習テキストは、当日お座席にご用意致します。
※ 昼食は、当方でご用意致します。



8. 講習科目 ※ 法令については、過去5年間のもの

- ① 宅地建物取引士の使命と役割に関する事項
- ② 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項
- ③ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項
- ④ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項
- ⑤ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の価格の評定に関する事項
- ⑥ 宅地又は建物の取引に関する紛争のうち代表的なものの処理の実例

9. その他 ～宅地建物取引業に従事していない方へ～

宅地建物取引士の登録については、取引士証の有効期限が切れた場合でも、取引士の登録自体が無効となることはありません。

したがって、現に宅建業務に従事していない方は、必ずしも取引士証の交付を受ける必要はありません。

宅建業務に従事し、取引士証が必要となった場合は、法定講習を受講できれば、取引士証の交付を受けることができます。

本実施要領は、取引士証の有効期限が切れるまでご送付致します。

取引士証の有効期限が切れた後、再度取引士証が必要になった場合は協会までお問合せ下さい。有効期限の切れた取引主任者証は速やかに返納して下さい。

～ 注意事項 ～

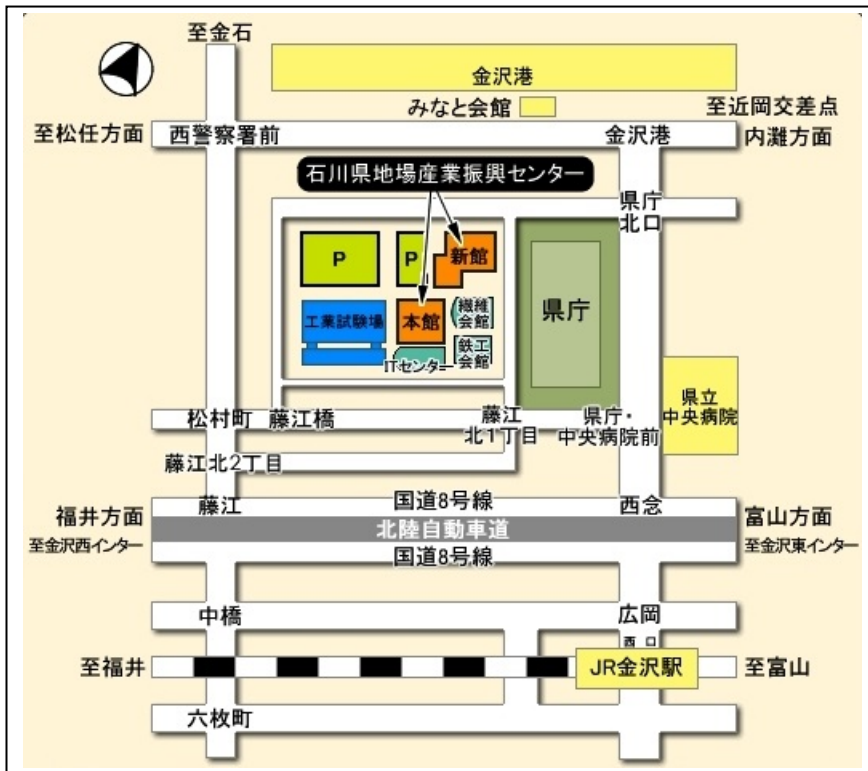
本講習会は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による法定の講習会です。

したがって、遅刻・早退・中途退席は理由の如何を問わず認められていません。

また、お手洗いや体調不良等の理由以外による講習中の中座（電話や外出）も認められません。

中座、外出等により、受講要件を満たさないと判断した場合は、再度、別回の法定講習会を受講していただく場合もございますので、ご注意ください。

会場案内図



【交通案内】

タクシー

JR金沢駅西口より約20分

北鉄バス

JR金沢駅西口6番乗り場

「工業試験場行」又は、「消費生活支援センター行」乗車
「工業試験場」下車

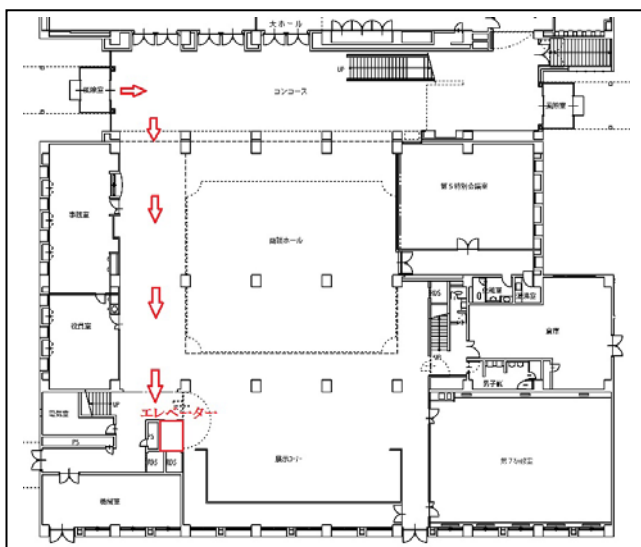
※駐車台数に限りがございます。
※通路での駐停車は、路線バスの運行の妨げになりますので
ご遠慮下さい。

※繊維・鉄工会館専用駐車場は
私有地につき駐車はご遠慮下さい。

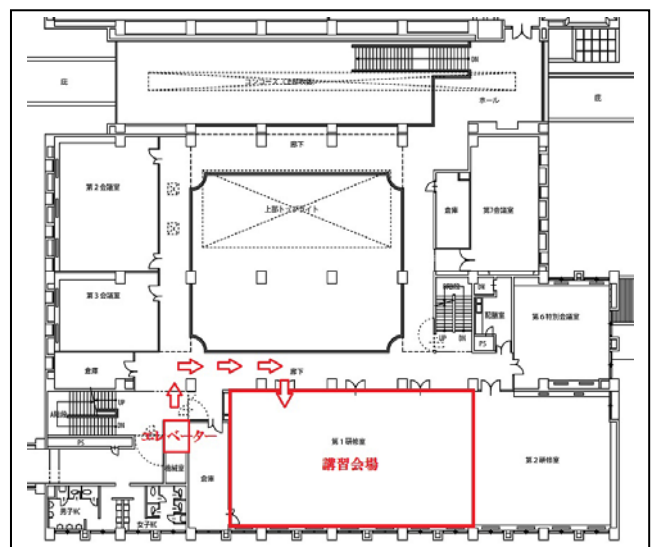
※駐車場でのトラブル等には、
一切責任を負いません。

館内案内図

本館1階



本館2階



宅地建物取引士法定講習会 時間割

	時 間	科 目	講 師
【受 付】	9:00 ～ 9:30 (30分)		
【開 講】	9:30 ～ 9:35 (5分)	ガイダンス	(公社)石川県宅地建物取引業協会 担当官
1 時限目	9:35 ～ 10:05 (30分)	「宅地建物取引士の心構え」 ～ 使命と役割等 ～	石川県土木部建築住宅課 担当官
2 時限目	10:05 ～ 10:50 (45分)	「住宅ローンを取り巻く環境」 ～不動産金融～	住宅金融支援機構 担当者
(休 憩)	10:50 ～ 11:00 (10分)		
3 時限目	11:00 ～ 12:15 (75分)	「改正税制の主要な改正点と紛 争事例及び実務上の留意事項」 ～不動産税制～	金沢税務署 担当官
(昼 食)	12:15 ～ 13:00 (45分)		
4 時限目	13:00 ～ 13:30 (30分)	「改正法令の主要な改正点」 ～都市計画法・建築基準法～	石川県土木部建築住宅課 担当官
5 時限目	13:30 ～ 14:30 (60分)	「関係法令と実務上の留意事 項」 ～関係法令と財産評価の関係～	(公社)石川県不動産鑑定士 協会 担当者
(休 憩)	14:30 ～ 14:40 (10分)		
6 時限目	14:40 ～ 16:40 (120分)	「紛争事例と関係法令及び実務 上の留意事項」 ～民法・宅地建物取引業法等～	金沢大学大学院法務研究科 教授
【閉 講】	16:40 ～ 16:50 (10分)	取引士証の交付 (即日交付の方のみ)	